

認定こども園への移行の考え方について

1 認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設のことです。具体的には、保育を必要とする2・3号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）が、同じ施設に在籍することができます。

2 本市の現状

幼稚園型認定こども園 1園（聖光幼稚園）

3 国・県の方針

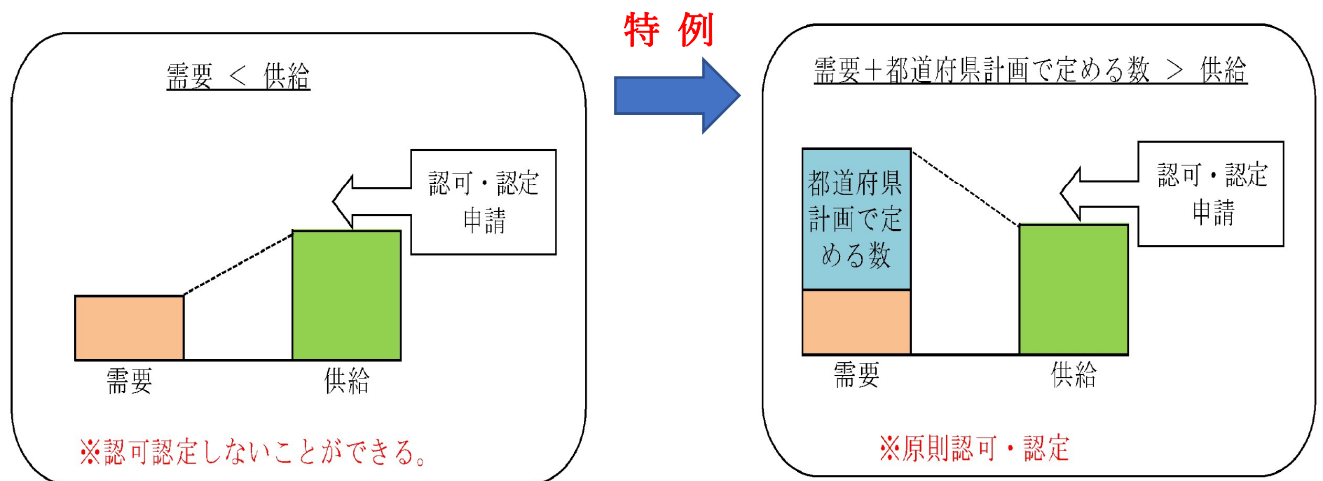
国は、認定こども園の特徴を踏まえ、現在の施設の利用状況及び利用希望に沿って、適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園の移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方を市の計画に記載するよう求めています。

また、県は「山口県子ども・子育て支援事業計画」において、市町が必要と見込む認定こども園の設置数を県の設置目標として定めており、市町が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとしています。

4 今後の対応

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援事業計画に定める需要と供給の状況に応じて認定こども園を認可・認定する仕組みとなっており、原則、供給過剰地域では認定こども園の認可・認定をしないことができますが、特例として既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合、県が計画で定める数（市が必要と見込む認定こども園の設置数）の範囲内で認可・認定を行えるようになっています。

○イメージ図



今後、ニーズ調査等に基づき本市の教育・保育の必要量を把握するとともに、市内幼稚園・保育所の認定こども園移行へのニーズ等を確認したうえで、「第3期 光市子ども・子育て支援事業計画」で本市に必要と見込まれる認定こども園の設置数を審議会にお諮りしたいと考えております。